

**組合員企業への転送をお願いいたします！**

～2022年改正～

**パワハラ防止法、育児・介護休業法、  
最低賃金&助成金の基礎セミナー**

主催：沖縄県中小企団体中央会

2022年には、パワハラ防止法や育児・介護休業法の改正など中小企業者に関わる法改正がありました。

4月には、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が義務化されました。これにより、事業主には職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上の措置を講じなければならない、労働者にはパワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払い事業主の講ずる措置に協力する必要があります。

10月には、育児・介護休業法の改正による出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）の創設、育児休業の分割取得が可能となります。これらに対応するためにも、就業規則における定め追加や労使協定による条件の変更等が必要となります。

さらに、10月6日には最低賃金が820円から853円となり、過去最高の33円アップで改定されました。中小企業者には大きな改定金額となりましたが、従業員の賃金アップに伴い各種助成金の活用も可能となります。

本セミナーでは、2022年に改正された労働に関する法律の確認と中小企業者が適正な対応をとるために、基礎的な内容に焦点を当て解説いたします。

受講者には、各種法改正に対応した規程など特典も配布いたしますので是非ご受講ください。

## ■開催日時

令和4年10月27日(木)

14時00分～16時00分

## ■開催方法

会場及びオンラインによるハイブリッド開催

## ■会場

沖縄産業支援センター 3階大会議室

## ■定員（先着順）

会場：30名、オンライン：50名

## ■受講料：無料

## ■申込方法

FAX若しくは右下のQRコード、沖縄県中小企業団体中央会ホームページ新着情報にある『2022年改正労働関連法基礎セミナー』からお申込頂けます。

※申込期限：10月24日（月）

## 内容

- パワハラの定義、代表的な言動・行為とは
- パワハラを防止するための措置について
- 出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）の創設
- 育児休業の分割取得について
- 最低賃金と助成金の基礎知識
- 各種法改正に対応した規程を配布

## 講師

特定社会保険労務士  
堀下 和紀 氏社会保険労務士法人  
堀下&パートナーズ 代表社員二次元コードからでも  
申込みできます！

組合名(会社名)

電話

FAX

参加者氏名

参加方法

会場・オンライン

メールアドレス

※必須

【お申込みFAX送信先】 098-862-2526

【お問合せ先】 沖縄県中小企業団体中央会 支援課 TEL: 098-860-2525

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。